

# 入札公示（設計）

設計等競争入札参加者を招集するので公示する。

1 掲 載 日 平成29年9月28日

2 掲載責任者 支出負担行為担当官 東北農政局長 木内 岳志

3 業務内容等

- (1) 業 務 名 福島農業基盤復旧再生計画調査  
南相馬地区棚塩排水機場積算参考資料作成業務
- (2) 場 所 福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内
- (3) 業務内容 設計業務 ・ 積算参考資料作成 1式(N= 1件)
- (4) 履行期限 平成30年3月23日
- (5) 入札・契約方式 簡易公募型競争入札方式
- (6) 本業務は、業務説明書の交付、競争参加資書の提出・受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号(経)農林水産省東北農政局長通知)に基づき指名停止等の措置を講ずる。

4 競争参加資格及び選定基準

- (1) 入札参加者に要求される資格要件
  - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - ③ 東北農政局における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格の測量・建設コンサルタントのうちA等級で建設コンサルタントの競争参加資格の認定を受けている者であること。
  - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。なお、③の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。
  - ⑤ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ⑥ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - ⑦ 東北農政局管内に本社(店)を有していること。
- (2) 入札参加者を選定するための基準
  - ① 企業評価  
有資格者登録、技術者資格、成果の確実性
  - ② 予定管理技術者評価  
技術者資格、業務実績又は実務経験、専任性

5 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、平成29年9月28日から平成29年10月11日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日。午前9時から午後5時までとする。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し出た者に対し、以下の期間、場所において交付する。

- (1) 交付期間 平成29年9月28日から平成29年10月11日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
- (2) 交付場所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟  
東北農政局総務部会計課契約係  
電話 022-263-1111 (内線4032)
- (3) その他  
CD-Rによる交付とするため、交付希望者は空CD-R(700MB 48倍速)を持参するものとする。  
交付は無料とする。

## 6 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

#### ① 電子入札方式の場合

本業務に係る申請書、確認資料及び技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す申請書、確認資料及び技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が3MBを超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、申請書のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

#### ② 紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す申請書、確認資料及び技術提案書の様式により提出期限内に(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

- (2) 提出先 5の(2)に同じ。
- (3) 提出期間 平成29年9月29日から平成29年10月11日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については午前11時30分までとする。

## 7 入札及び開札

### (1) 入札書の受領期限

#### ① 電子入札方式による入札

平成29年11月8日 午前9時30分までに送信する。

#### ② 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先

受領期限 ①に同じ。

提出先 5の(2)に同じ。

#### ③ 郵送による入札の受領期限及び提出先

受領期限 平成29年11月7日 午後4時まで。

提出先 5の(2)に同じ。

- (2) 開札の日時 平成29年11月8日 午前10時30分
- (3) 開札の場所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟  
東北農政局第2入札室
- (4) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。
- (5) 入札者が2者未満の場合の手続きの中止  
参加表明書の提出又は入札(電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時)のいずれかの手続き期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかになった場合、以降の手続きを中止する。  
なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

## 8 その他

- (1) 手続における交渉の有無 無

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行仙台支店)  
ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札の無効  
本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 手続において使用する言語、通貨及び単位  
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)による。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟  
東北農政局農村振興部防災課国営防災係  
電話 022-263-1111 (内線4353)
- (8) 競争参加資格の認定  
4の(1)の③に掲げる資格の認定を受けていない者も6により参加表明書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (9) 電子入札  
① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。  
② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。  
③ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)(東北農政局ホームページ：<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>)によるものとする。
- (10) その他  
詳細は、業務説明書による。

**【お知らせ】**

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ([http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf))を御覧ください。